



弁護士 京介

「家庭の法学」⑬

こんにちは。弁護士の矢野京介です。

今回のテーマは「相続」です。身近な人が亡くなると、相続が発生します。

亡くなった人を被相続人、財産を得る権利のある人を相続人と

呼び、相続が発生したら、まず相続人を確定することから始めます。

最初に確認するべきことは、遺言書があるかないかです。遺言は、個人が亡くなる前に、財産を誰に残すかなどを書いたもので、法定相続よりも優先されます。法定相続

土地や建物などの不動産、美術品・宝石・自動車などの動産、現金・預貯金・有価証券、その他著作権・特許権などの知的財産権などがあります。また、これらプラスの財産だけでなく、借金や住宅ローンなどのマイナス財産も相続財産に含まれます。プラス財産よりもマイナス財産の方が多い場合は相続しない

相続人を確定し、財産を確定して相続すると決

では、相続人は民法で決まっていますが、遺言では相続人に限らず誰にでも残すことが可能です。

遺言があるかどうかの確認が済んだら、戸籍の調査をして、財産を引き

継ぐ相続人を確定します。法定相続人は、被相続人の配偶者と、子がいれば子、子がいない場合は、親や兄弟姉妹が相続人になることもあります。

相続できる財産には、相続するかもしれない場合は、相続の開始（亡くなった日）から3か月以内

に決定し、相続しない場合には家庭裁判所で手続きを行う必要があります。

相続人を確定し、財産を確定して相続すると決

定した場合は、相続人全員で遺産分割協議を行い、分割後、それぞれ譲り受けた財産の名義変更や登記をします。そして、相続開始から10か月以内に相続税の申告、納付を行います。

相続の流れ

してみましょう。

弁護士 矢野 京介
葛西臨海ドリーム法律事務所
〒134-0088
東京都江戸川区西葛西 6-13-14
丸清ビル3階
☎03-6808-4161
ホームページ <http://dreamlaw.jp>